

課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン ～公認団体(準公認団体含む)・公認サークル版～(Ver.5.0)

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行い、対面による課外活動再開のための感染拡大の予防、および感染拡大防止を目的として策定しました。

所定の手順・手続きおよび対応を怠った場合、また本ガイドラインに違反する行動が見られ自主的な改善が確認できない時は、活動停止などの嚴重な処分を行います。

なお、対面による活動は、オンライン上ではできないことのみを行うものとし、ミーティングおよび親睦会などはオンライン上で行ってください。

※本ガイドラインに記載されている内容について、疑問等があれば所属キャンパスの学生課に相談してください。また、やむを得ない理由があり、本ガイドラインに記載されている内容を遵守できない可能性がある場合は、必ず所属キャンパス学生課に相談するようにしてください。

感染対策責任者の設置

コロナ禍で感染防止を徹底するため各団体内で「感染対策責任者」を設置すること。

※原則として部長や顧問、監督等の指導者が担うことが望ましいが、学生でも可とする。ただし、新型コロナに感染したことや濃厚接触者になったこと等の情報は個人情報にあたるため、取り扱いに十分に注意し、部内外で不用意に情報を漏らすことがないようにすること。

責任者は以下の役割を担うこと。

感染対策責任者の役割

- ① 課外活動における感染対策を統括し、部全体で感染防止を徹底するよう指導する。
- ② 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時に、団体内の情報を集約し速やかに対応する。
- ③ 部内全体の連絡系統を構築し、有事には速やかに部員に情報を共有する。

活動準備期

(1) 以下 2 点の記載内容を団体関係者全員が熟読し、内容を理解して活動再開の準備を行うこと。

- ① 本ガイドライン
- ② 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル

(2) 活動への参加は学生本人の意思を尊重する。参加の強制、または活動に参加しないことで当該学生が不利益を被ることのないようにすること。

(3) 活動参加にあたり、本人の希望と保護者の同意を得る。本人及び保護者の同意に関する確認方法については、団体に任せるが、必ず本人及び保護者の同意のもとで活動に参加するようにすること。

- (4) 感染対策(許容の人数や内容など)とケガ予防の観点から、活動再開は「段階的」に進める。特に「接触が想定される競技」および飛沫感染が懸念される「コーラス・演劇」などの団体は、各競技団体が示すガイドラインにおけるフェーズごとの活動内容を明確にすること。
- (5) 本ガイドラインの内容を熟読するほか、所属する連盟等が策定した感染防止ガイドラインを参考にして、感染防止策を踏まえた「活動計画書」を策定すること。
- (6) 学外施設の利用にあたっては、当該施設の利用規則及び感染防止ガイドライン等に従い、適切に利用すること。
- (7) 有事に迅速に対応ができるよう、指導者も含めた部内の連絡体制を整えること。
- (8) 以下の禁止事項は絶対に行わないようにすること。

禁止事項

- ・飲食を伴う懇親会、交流会、食事会(飲食店や部員の部屋、野外であってもすべて禁止)
- ・その他、感染のリスクが高いと思われる行為(部員宅への宿泊等)は禁止する

活動時の感染対策 (活動中、活動場所までの往復時)

1. 空気感染(エアロゾル感染)対策

(1) 活動時間の制限

- ・対面での活動は必要最小限の時間とする

(2) 活動人数の制限

- ・必要最小限の人数で活動し、活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を制限する
- ・少人数のグループに分けて活動するなどの工夫を行う

(3) 身体的距離の確保・不織布マスクの着用

- ・マスクは不織布とする(ウレタンは効果がなく、布製は感染予防効果が低いため)。また、鼻と口を確実に覆い、隙間なくフィットさせることで正しく着用すること。

▼屋外・屋内でのマスク着用について

<屋外>

- ・身体的距離(目安:2m 以上)が確保できない中で会話を行う場合はマスクを着用する。
- ・徒歩や自転車での移動時や屋外で人とすれ違う場面では、マスク着用は原則として必要ありません。

<屋内>

- ・身体的距離(目安:2m 以上)が確保でき、会話をほとんど行わない場合をのぞき、マスクを着用すること。

(4) 換気の徹底

- ・屋内で活動する場合は、密閉空間とならないよう、ドアや窓を開放し、常に換気を図る

(5) 飲水・食事時の注意

- ・飲水時は、会話をしない
- ・原則、活動中に食事はしない。やむを得ず食事をする際には、可能な限り距離を明け、個食・黙食を徹底する。

(6) 往復経路における感染防止策の徹底

- ・活動後は会食や寄り道をせずに速やかに帰宅する
- ・原則個人での移動とし、やむを得ない場合を除き団体行動は避ける
- ・公共交通機関に乗車中は、私語を控える

(7) やむを得ず車移動する場合の感染防止策

- ・常時不織布マスク着用を徹底し、交通安全上やむを得ない声がけ以外の車内における会話はしない。
- ・常時窓開けなど、換気を行いながら走行する。2 時間以上の移動となる場合には、2 時間に一度は停車し、窓を全開にして 10 分間の換気を行う。
- ・車内での飲食は絶対にしない。(不織布マスクを外す機会を作らない)

2. 空気感染が懸念される『大声・歌唱・**管楽器の使用**を伴う』活動について

声出しや音出しに伴い空気感染の懸念がある活動については、以下の通り活動する。

- ・声出し(大声・歌唱)を伴う場合は、屋外での活動を推奨する。なお、屋外での活動にあたっては、近隣住居等への騒音とならないよう配慮する。

【不織布マスクを着用する場合】対人距離を 1m 以上空ける

【不織布マスクを着用できない場合】対人距離を 2m 以上空ける

- ・やむを得ず屋内で声出し(大声・歌唱)を伴う活動をする場合、
不織布マスクを着用して、対人距離を 2m 以上空ける。
窓やドアを開放し、常に換気を行う。

・屋内で不織布マスクを着用せず、声出し(大声・歌唱)を伴う活動は原則禁止とする

・単に「気合いを入れる」ための声出しは原則禁止する

- ・**管楽器を使用する際は、屋外での活動を推奨する。**

【プラスチックマスクを着用する場合】対人距離を 1m 以上空ける

【プラスチックマスクを着用できない場合】対人距離を 2m 以上空ける

- ・やむを得ず屋内で管楽器を使用した活動をする場合、
プラスチックマスクを着用して、対人距離を 2m 以上空ける。

3. 接触感染対策

- ・水分補給のボトル、タオルは絶対に共有・使いまわしはしない。

4. 横浜キャンパスリハーサル室の利用について

(1) 換気の徹底

- ・換気が悪い場所のため、30 分に一度 10 分以上の換気を行う。

(2) 不織布マスクの着用

- ・楽器演奏や歌唱等を行う際は不織布マスクを必ず着用すること。

(3) プラスチックマスクの着用

- ・管楽器を使用する際は、プラスチックマスクを着用すること。

(4) 利用定員

複数名で同時に部屋を利用する際は、1m 以上対人距離を確保できる人数のみの部室利用を認める。

- ・下記の利用定員を遵守すること。

リハーサル室1／2／3／4 … 定員 3名

リハーサル室5／6 … 定員14名

リハーサル室7 … 定員40名

リハーサル室8／9 … 定員 6名

5. 横浜キャンパス及び湘南ひらつかキャンパスの部室利用について

(1) 換気の徹底

- ・身体的距離を確保することが難しい場所のため、活動中は常時ドアと窓を開放し、換気を図る

(2) 不織布マスクの着用

- ・不織布マスクを必ず着用すること

(3) 身体的距離の確保

- ・複数名で同時に部室を利用する際は、1m 以上対人距離を確保できる人数のみの部室利用を認める

6. 合宿時や宿泊を伴う活動時の感染対策

課外活動団体が合宿や宿泊を伴う活動を実施する場合、「新型コロナ禍における課外活動合宿／宿泊ガイドライン」を遵守すること。

7. 学外者の入構を伴う活動における感染対策

(1) 土曜・日曜・祝日および長期休業期間に限り、学外者の入構を伴う学内施設での活動を許可する

(2) 学外入構者に対しても、本ガイドラインに記載する感染対策を遵守徹底させること

(3) 学外者の入構人数は必要最低限とするが、施設利用日の 1 週間以上前までに各キャンパス学生課に事前相談のうえ、必要な手続きを確認すること

(4) 学外者の入構当日以降に体調不良者が発生した場合に備え、相互に情報を共有できる体制を構築しておくこと

体調に関する対応

体調の管理体制の構築は感染対策責任者が行い、部員全体に対し指導する。

1. 発熱、体調不良時は、絶対に活動に参加しない

体調不良: わずかな体調の異変も含む(発熱、咳、だるさ、喉の痛みなど)

※発熱: 37.0℃以上、平熱が高めの人は+0.5℃

2. 体調不良者が、活動に参加可能となる判断

① 体調不良者は、解熱鎮痛剤などを内服せず、24 時間ほぼ症状が見られずに経過した場合、活動への参加(大学内への入構)を許可する。ただし、症状軽快後、48 時間を経過するまでは、いつも以上の体調管理と、より一層の感染対策を行うこと。

② 同居家族が体調不良の場合、活動への参加(大学内への入構)は可とするが、家族の症状軽快後、48 時間経過するまでは、いつも以上の体調管理と、より一層の感染対策を行うこと。

※(体調不良者が同時に発生しなければ)感染対策責任者が判断する

⇒ 不明な場合は必ず保健管理センターに相談してください

3. 日々の健康状態の記録(朝夕 1 日 2 回の検温を実施し、結果を記録しておくこと)および自身の行動履歴の記録(最低でも過去 2 日遡れるよう自身の行動を記録しておくこと)を取っておくこと(部内で罹患者が発生した際に、部員全員の健康状態・行動履歴を集約するので、必ず記録しておく)
4. 3 人以上体調不良者が発生したら活動を一旦休止し、学生課へ報告する(集団感染の可能性があるため)
- ※学生課と保健管理センターが連携し、状況を確認できるまでは、活動再開はしない
- ※状況により、併せてキャンパスへの入構制限および自宅待機が要請されることがある

部員が 感染者／濃厚接触者／体調不良者 となったとき

「[新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル](#)」に沿って迅速に対応すること。

コロナに負けない神大ルール

正しい知識と神大ルールに対する理解を深め、コロナに感染しない、感染させない、キャンパス内外で集団感染を起こさないよう、「神大ルール Q&A」も併せて部員全員が必ず確認・徹底すること。

[新型コロナウイルス感染症特設サイト／神奈川大学 保健管理センター](#)